



事業者のみなさまへ 請求書の保存方式が変わります！

何が変わりますか？

～2023年9月30日（区分記載請求書等保存方式）

仕入税額の控除の適用を受ける為には、「区分記載請求書」の保存が必要です。だれでも区分記載請求書の作成ができます。

2023年10月1日～（適格請求書等保存方式（インボイス制度））

仕入税額の控除の適用を受ける為には、「適格請求書（インボイス）」の保存が必要となります。「適格請求書」を作成できるのは税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

登録する必要がありますか？

適格請求書発行事業者の登録をするかどうかは**事業者の任意**です。免税事業者（課税売上高が1000万円以下の事業者）の方であっても、事業の内容などに応じて、登録するか検討しましょう。判断するには、次の項目を参考にしてください。

売上先（お客さま）が適格請求書を必要としますか？



- 売上先が一般の消費者や免税事業者などである場合、適格請求書の交付を必要としません。
- 売上先が課税事業者である場合、原則仕入税額控除のために貴社が交付する適格請求書が必要となります。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

登録を受けた場合、どうなりますか？

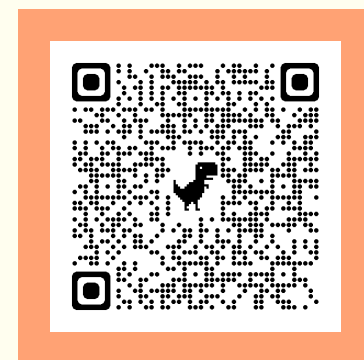


- 売上先がインボイスを求めた時、適格請求書を交付することができます。
- 免税事業者が登録した場合、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

登録を受けなかった場合、どうなりますか？



- 売上先がインボイスを求めた時、適格請求書を交付することができません。
- 適格請求書に該当しない請求書等を交付できます。



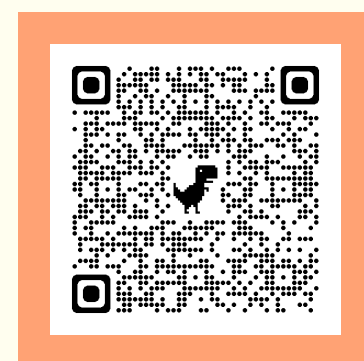
詳細は国税庁の
HPで見れます！

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-057.pdf>

登録方法

適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続が必要です。手続の流れは以下の通りです。

- ① 税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出します。
※e-Tax又は郵送で申請ができます。
- ② 税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、登録番号が記載されている「登録通知書」が送付されます。
※通知される登録番号等は大事に保管してください。



詳細は国税庁の
HPで見れます！

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

登録期限はありますか？

登録期限はありませんが、2023年10月1日から適格請求書を交付したい場合、**2023年9月30日まで**に登録申請をする必要があります。申請後、登録通知が届くまで一定の期間を要することになりますので、登録をする方は早めに申請しましょう。

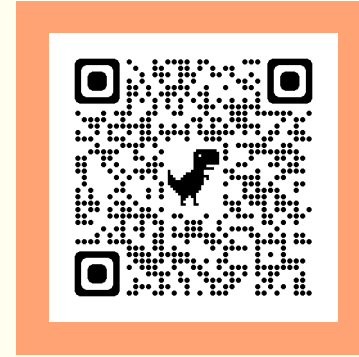
このリーフレットは「国税庁インボイス制度特設サイト」の情報をもとに作成しました。

税金負担軽減などの「経過措置」と事例は2枚目で確認できます。

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置「2割特例」

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を「特別控除税額」とすることができます。

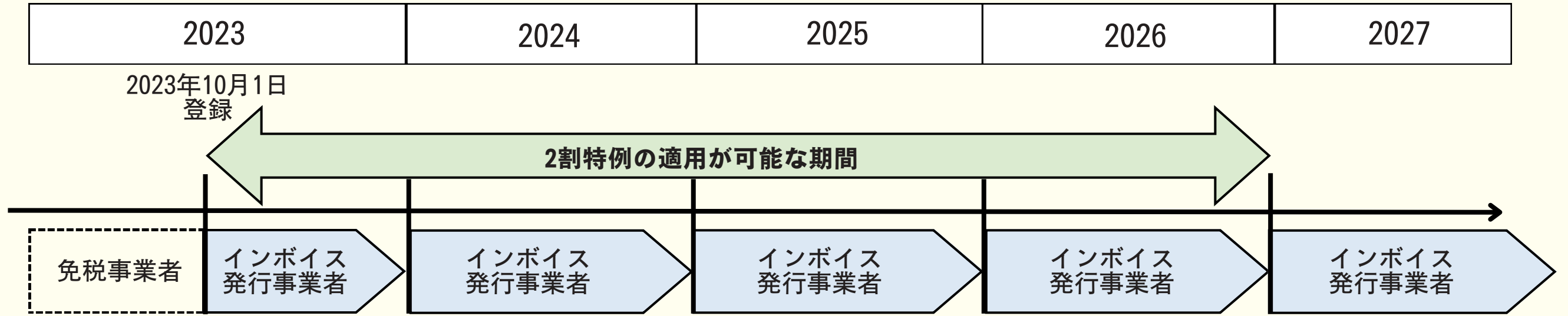
- 特例概要：**売上に係る消費税額から売上税額の8割を差し引いて納付税額を計算
- ※仕入税額の実額計算不要
 - ※業種に関わらず売上税額に一律2割を納付
 - ※事前の届出が不要



詳細は国税庁のHPで見れます！

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>

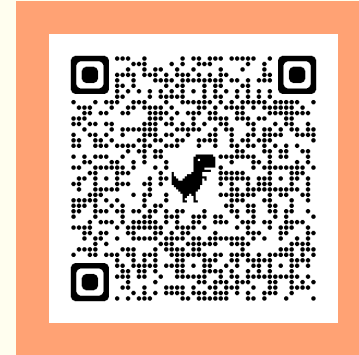
特例期間：2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する各課税期間



免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者や消費者など）が交付した請求書（適格請求書に該当しないもの）の保存では、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

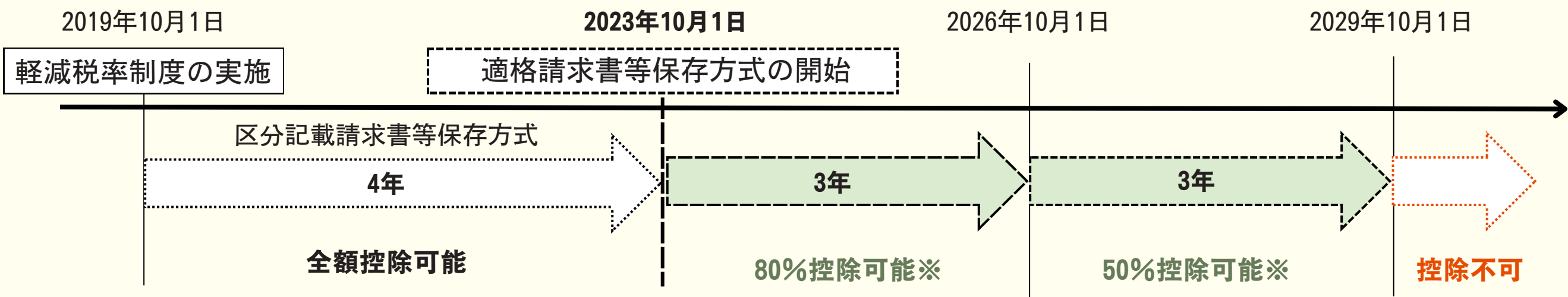
ただし、制度開始6年間は、免税事業者等が交付した請求書でも、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



詳細は国税庁のHPで見れます！

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-15.pdf>

概要・期間：



※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等が交付する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

事例

※あくまで例です。登録するかは事業者の任意です。



Aさん 通訳者 免税事業者

フリーランス通訳者として働いています。主なお客さんが大きな企業や行政機関等なので、適格請求書の交付が求められます。お客さんと相談し、適格請求書発行事業者として登録することにしました。

Bさん 家庭教師 免税事業者

個人事業主として英語の家庭教師の仕事をしています。主なお客さんは中学生や高校生の一般消費者で、適格請求書を求められないので、適格請求書発行事業者として登録しないことにしました。

